

令和7年 第3回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
75	飯塚市税条例の一部を改正する条例		3
76	飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		13
77	契約の締結(上堰改良工事)		15
78	財産の取得(消防ポンプ自動車)		27
79	市道路線の認定		28
80	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))		30
81	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
82	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
83	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号))		31
84	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))		32
85	専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)		33
86	専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		45
報告 第2号	専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		49
報告 第3号	継続費繰越計算書の報告(令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計)		52
報告 第4号	繰越明許費繰越計算書の報告(令和6年度 飯塚市一般会計)		54

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障がい者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障がい者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得

以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合

計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に

換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受

けるべきこの条例による改正前の飯塚市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、飯塚市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 飯塚市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

診療科目の内科を細分化し、循環器内科を設けて提供する医療の充実を図るため、本案を提出するものである。

飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 診療科目</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ <u>循環器内科</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 病院事業を行う病院の名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 診療科目</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

契約の締結(上堰改良工事)

上堰改良工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武井政一

- 1 工事名 上堰改良工事
- 2 工事場所 飯塚市 赤坂・綱分 地内
- 3 契約金額 306,900,000円
- 4 受注者 ミゾタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体
代表者
福岡県福岡市博多区東比恵3丁目17番5号
株式会社 ミゾタ 福岡支店
支店長 石黒 剛
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入札概要

工 事 名	上堰改良工事
工 期	本契約として認められた日から令和9年3月15日まで
予 定 価 格 (A)	313,544,000 円 (うち消費税 28,504,000 円) (285,040,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	285,841,600 円 (うち消費税 25,985,600 円) (259,856,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	306,900,000 円 (うち消費税 27,900,000 円) (279,000,000 円 税抜)
落 札 率 (B / A) (少数点第3位以下切捨)	97.88 %
落 札 者 名	ミヅタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体
入 札 日	令和7年5月15日

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

ミヅタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体	丸島・オカベ特定建設工事共同企業体	
-----------------------	-------------------	--

工事請負議案資料

工 事 名 上堰改良工事

工 期 本契約として認められた日から令和9年3月15日まで

工 事 概 要 上堰改良工事に伴う機械器具設置工事一式

- ・鋼製起伏堰 . . . 一式
- ・操作室 . . . 一式
- ・魚道工 . . . 一式
- ・取水施設 . . . 一式
- ・仮設工 . . . 一式

各仕様明細

1 鋼製起伏堰

形式	鋼製起伏堰(ゴム袋体支持式)
門数	1門
河床幅	17.0m
扉高	2.10m
各構造	扉体・戸当り SUS304 製 ゴム袋体 ゴム引布 S チューブ方式
設計水深	2.30m
倒伏水深	2.50m
水密方式	前面三方ゴム水密
起伏方式	圧縮空気圧入・排出方式
起立角度	60°
起立時間	20分以内
操作方式	機側操作による空気の圧入および排出

2 操作室

建屋構造	RC(鉄筋コンクリート)造
起伏装置	コンプレッサ圧縮空気圧入・排出方式
動力	常用電力(三相 200V)
倒伏構造	水位フロート感知自動倒伏・多段倒伏式

3 魚道工

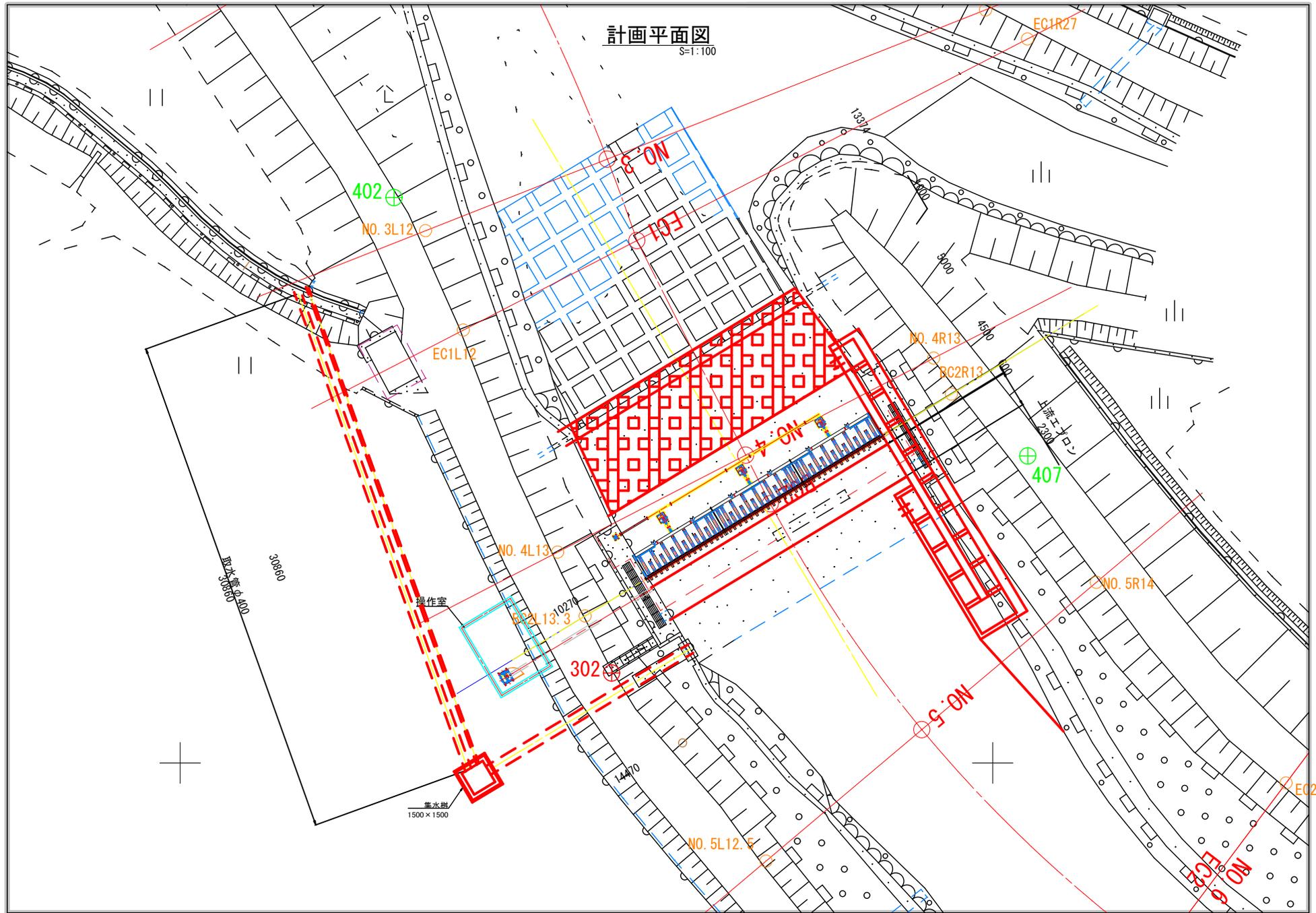
形式	プールタイプ・全面越流型
構造	RC(鉄筋コンクリート)造

4 取水施設

取水ゲート	手動ラック式スライドゲート (W600×H600)
門数	1門
各構造	扉体・戸当り SUS304製
取水管	HPφ600 L=13.4m
	HPφ400 L=31.8m
	HPφ150 L=31.8m
管理柵	n=1基 (A1300×B1300×H2100)

5 仮設工

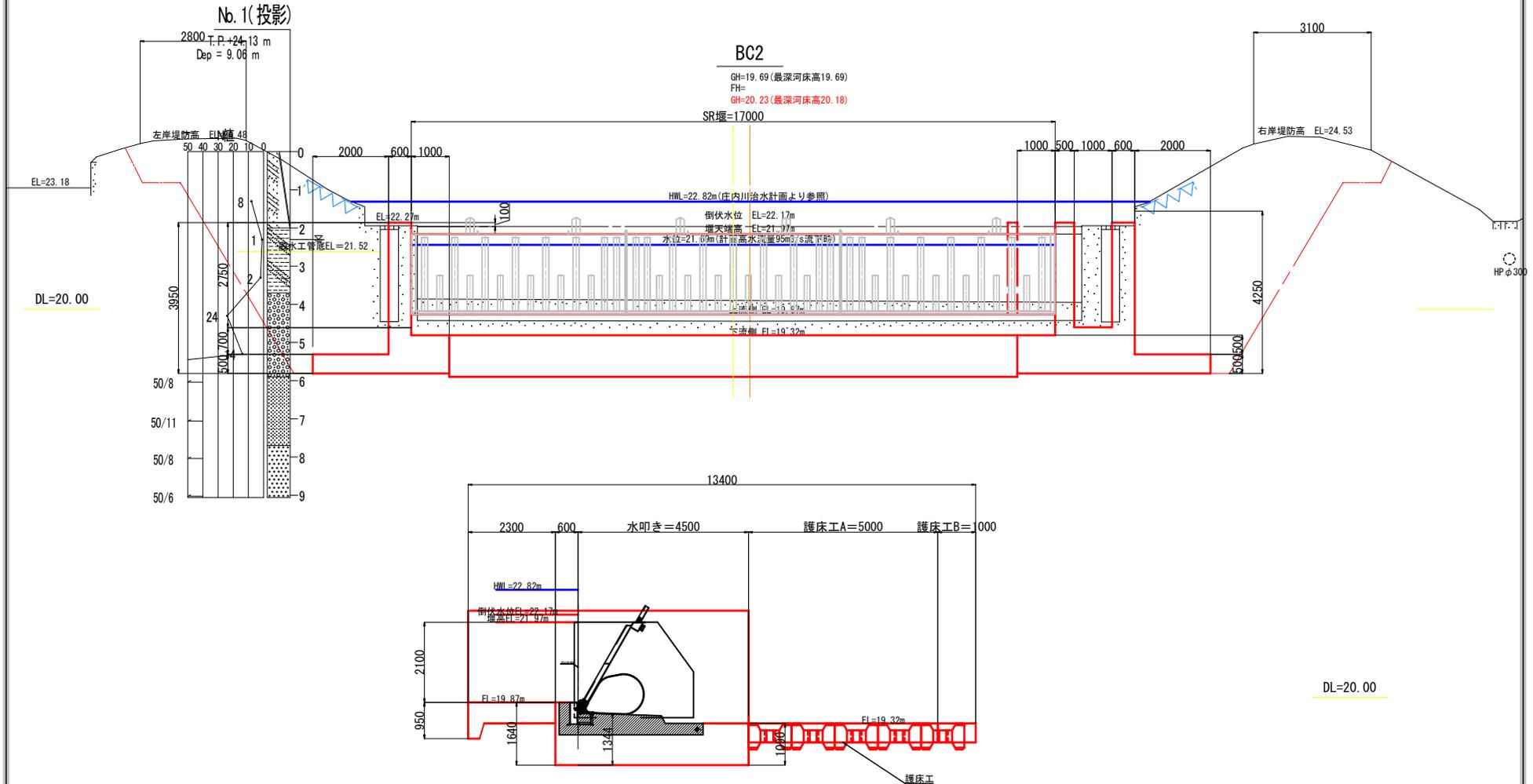
仮締切工	大型土のう工 n=970袋
	仮設用ポリ管φ1800 L=128m
仮設坂路	一式
ヤード工	一式
水替工	一式



計画平面図
S=1:100

標準断面図

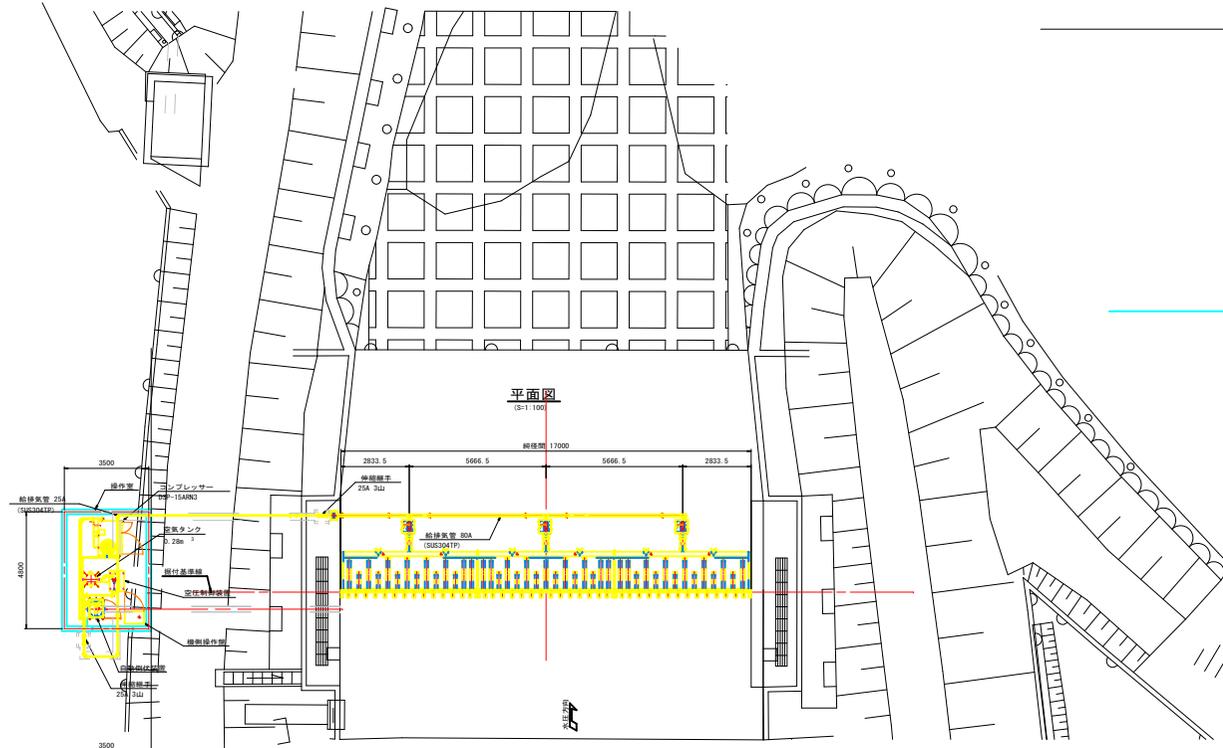
S=1:50



ゲート詳細図

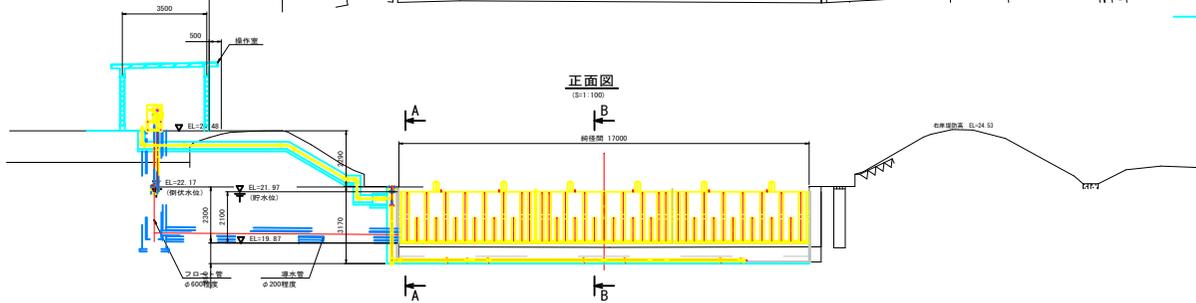
S-図示

設計条件	
形式	鋼製起伏堰(ゴム袋体支持式)
設置数	1 門
総幅間	17.000m
貯水深	2.100m
設計水深	2.300m
水密方式	前面三方ゴム水密
開閉方式	圧縮空気圧入・排出方式
起立角度	60°
起立時間	20分以内
操作方式	機械操作による空気の圧入および排出

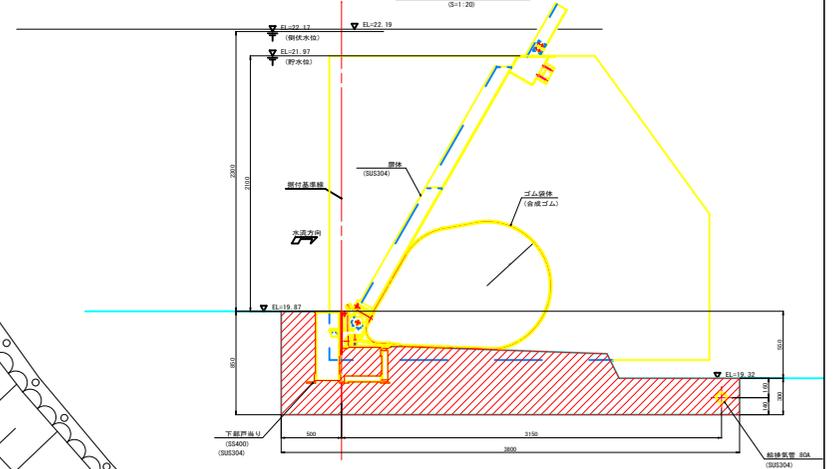


平面図

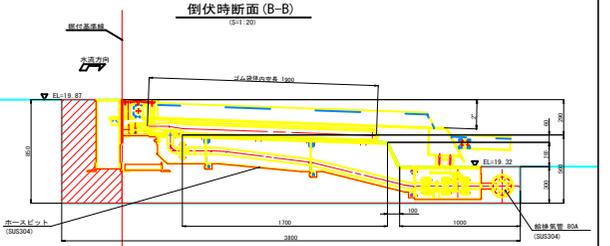
正面図



起立時断面 (A-A)



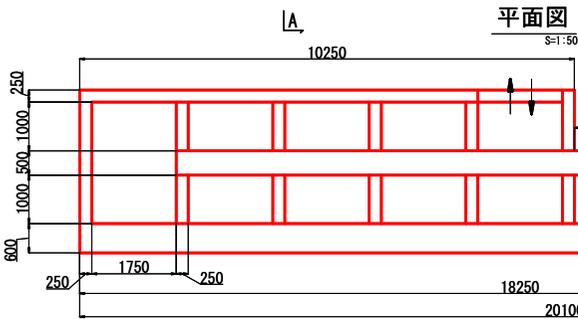
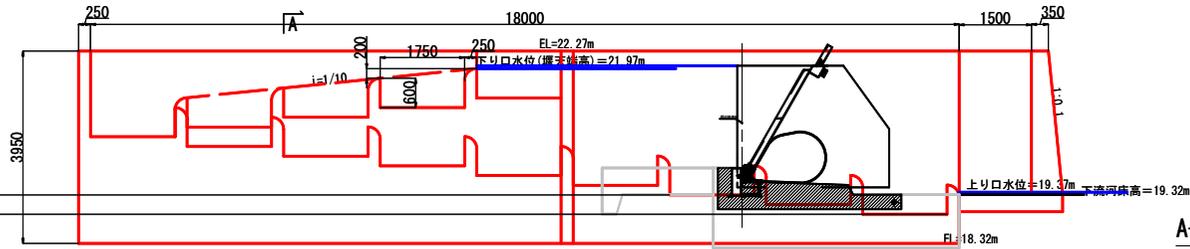
倒伏時断面 (B-B)



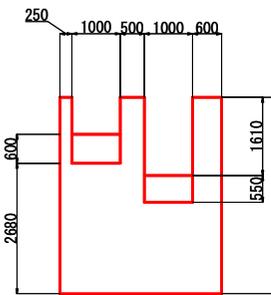
魚道一般構造図

S=図示

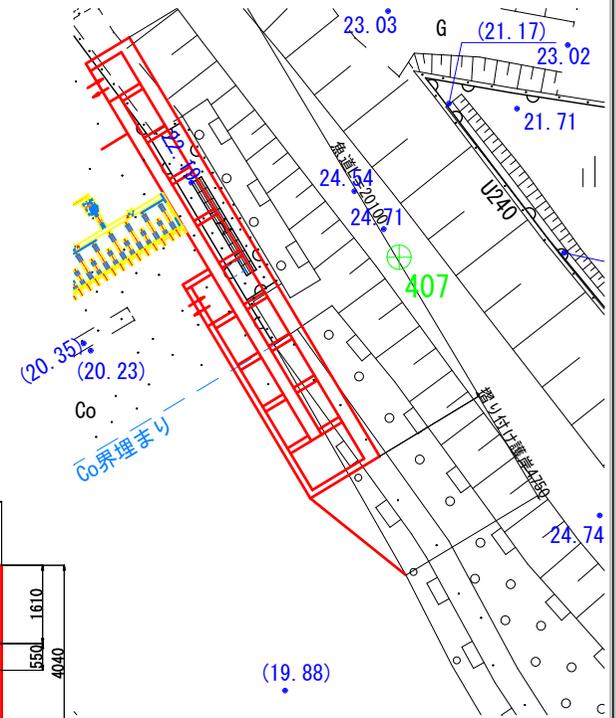
縦断面
S=1:50



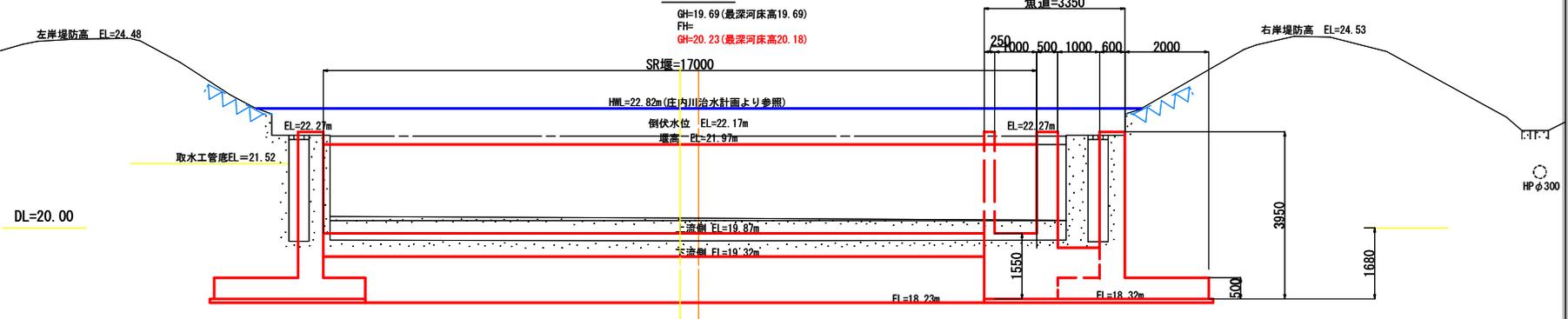
A-A断面
S=1:50

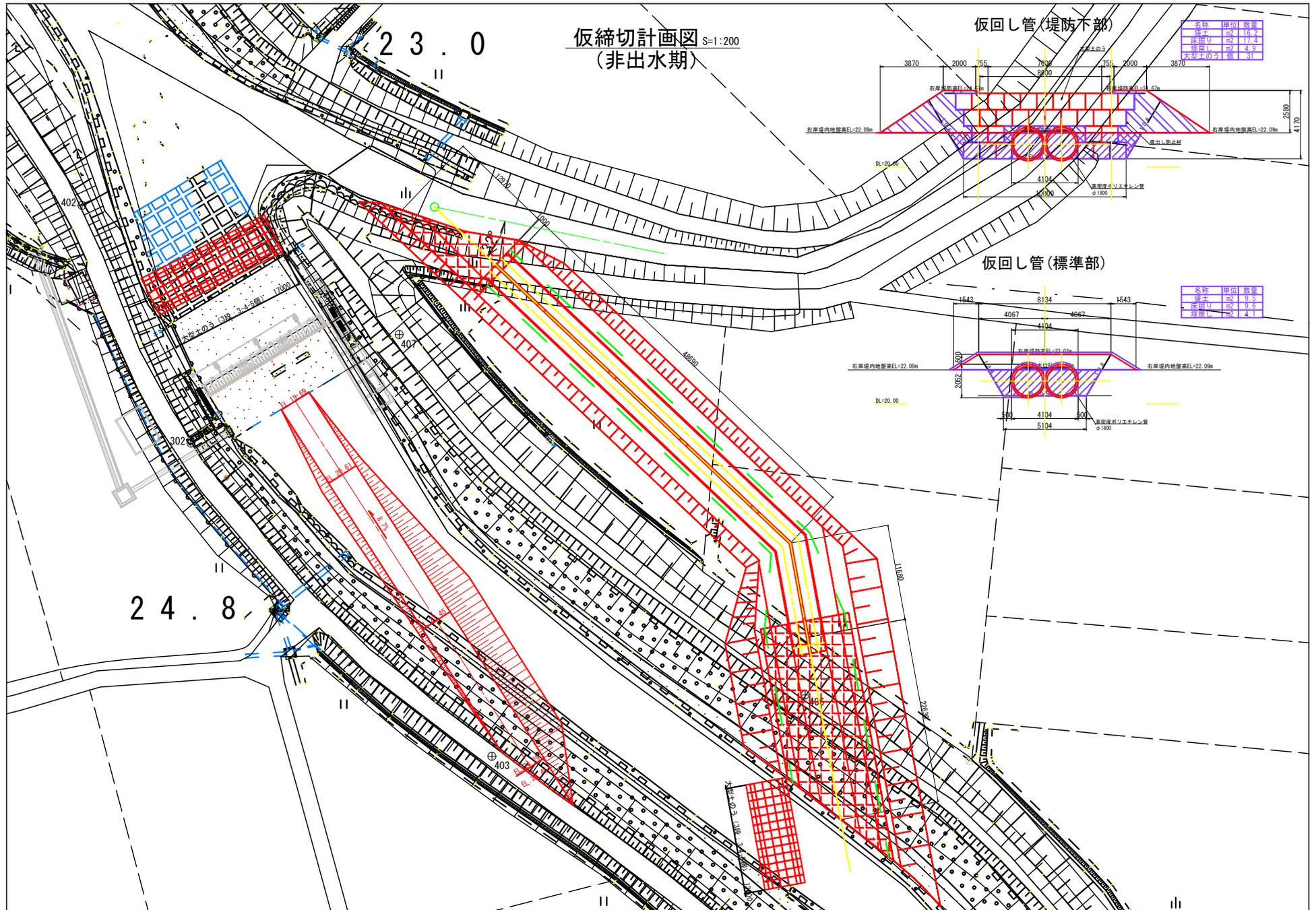


平面図
S=1:100



BC2





財産の取得(消防ポンプ自動車)

飯塚市消防団に消防ポンプ自動車を配備するため、次の財産を取得するものとする。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 24,640,000円
- 3 契約の相手方 福岡市中央区長浜二丁目3番40号
愛知ポンプ工業株式会社
代表取締役 有馬 拓
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年6月12日提出

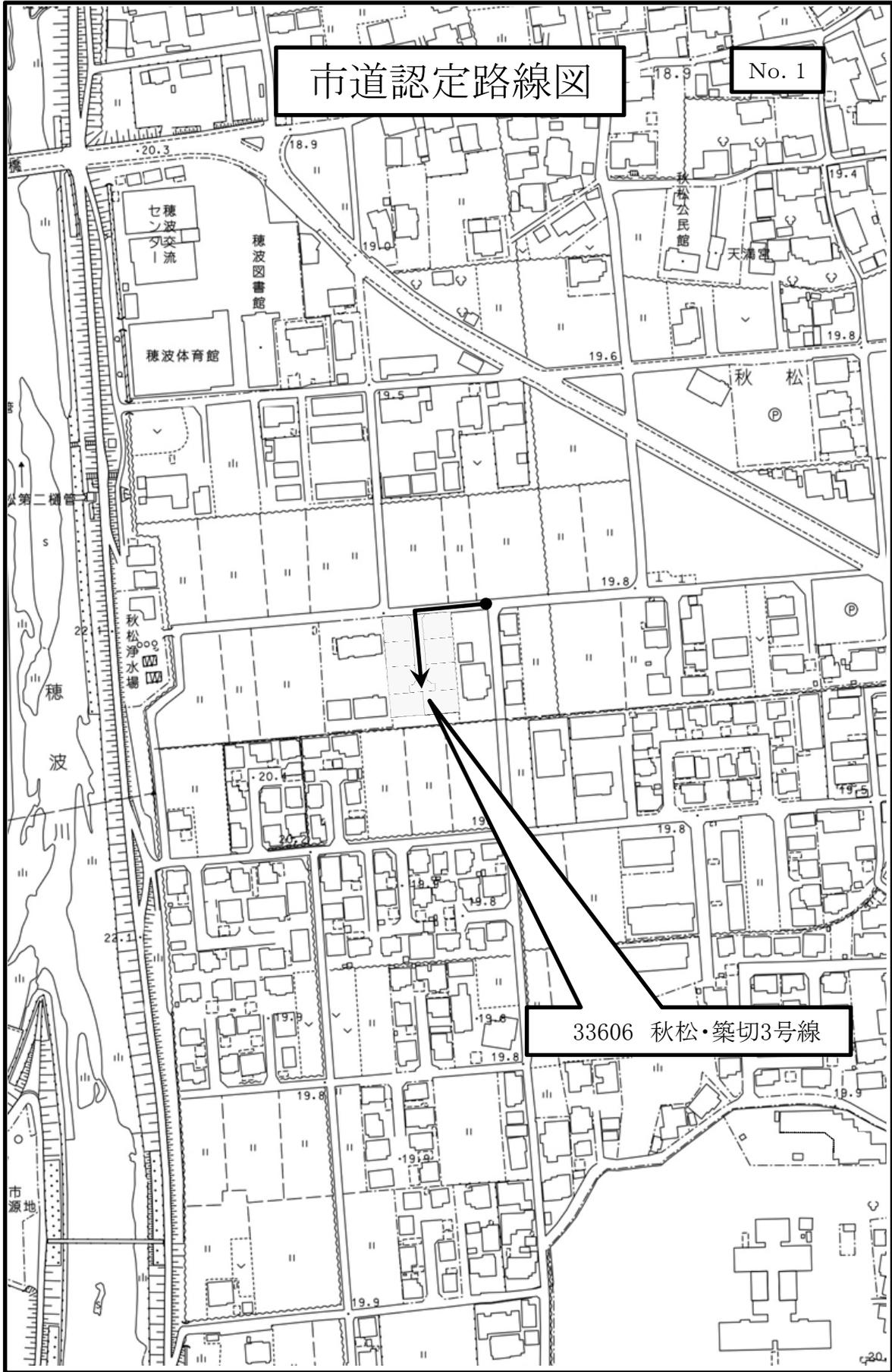
飯塚市長 武井政一

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	33606	秋松・築切3号線	秋松 350-3 地先	秋松 351-6 地先	6.3	78.7	No. 1
				合 計		78.7	



市道認定路線図

No. 1

33606 秋松・築切3号線

専決処分の承認(令和7年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年5月31日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和6年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年3月21日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第3号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年5月23日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第23号

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u></p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p>

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がな

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～22 (略)

23 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

かった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

14 (略)

15 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3

項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項

(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定す

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定す

る仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地とし

る仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地とし

て使用することができない理由

(4) (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) (略)

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)

て使用することができない理由

(4) (略)

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) (略)

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)

に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災
共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、
「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特
定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の
土地である特定被災共用土地に」とする。

に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災
共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、
「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特
定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の
土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯塚市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の
固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分
までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第24号

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を</p>

超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得

超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和7年5月26日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 19,800円

1 事故発生の日時、場所

令和7年2月14日(金)午前6時40分頃

飯塚市潤野地内 市道 太郎丸・相田線

2 事故の概要

相手方が市道を北方面から南方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左側の前後のタイヤホイールを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左前後タイヤホイール損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市30%、相手方70%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として19,800円を相手方に支払う。

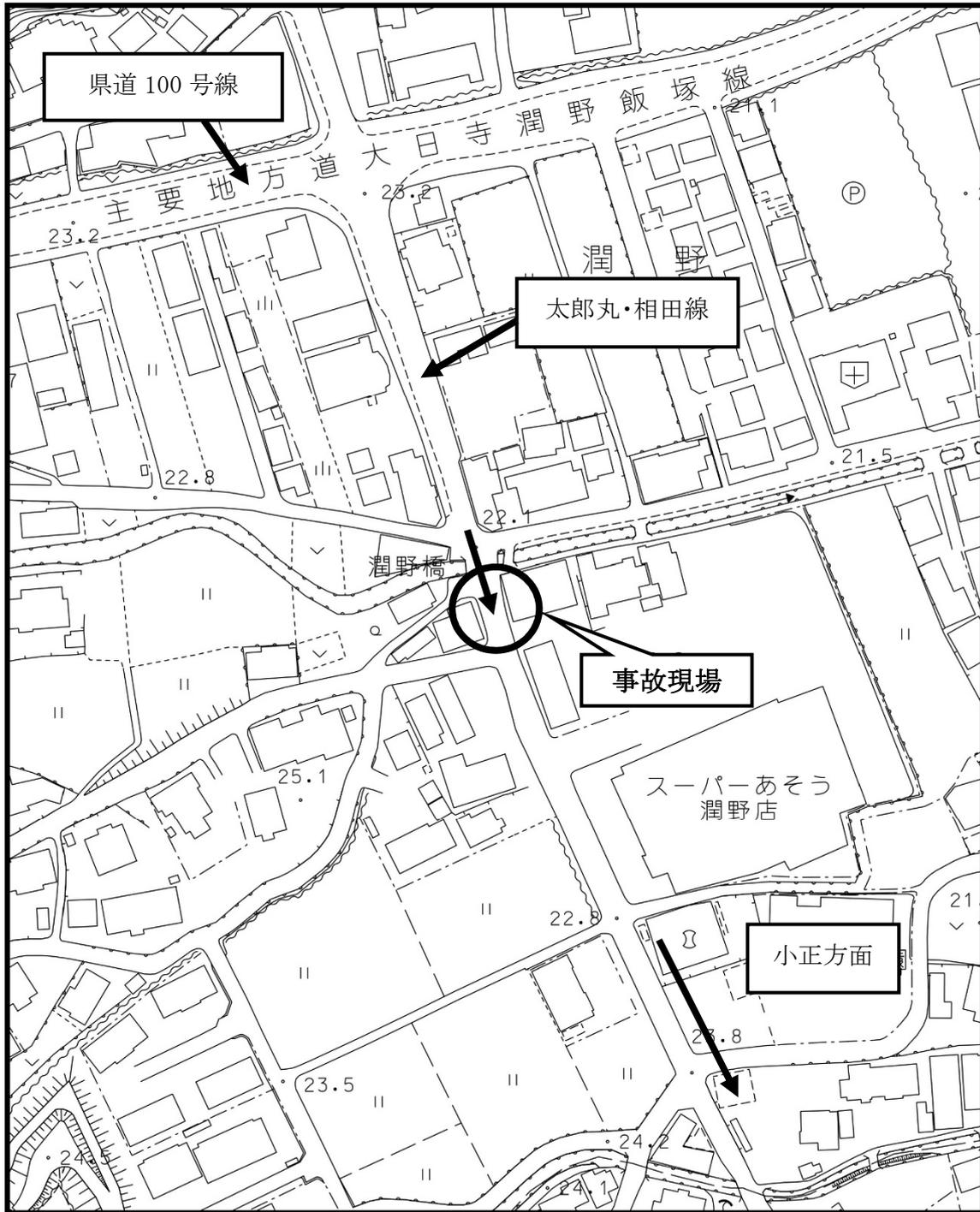
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 30%	相手方 過失割合 70%
相手方	ホイール修繕 費用	66,000 円	19,800 円	46,200 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



継続費繰越計算書の報告(令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 小型自動車競走事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1 競走費	3 管理費	メインスタン ド整備事業	3,603,169,000	615,106,000	560,483,008	1,175,589,008	735,426,000	440,163,008	440,163,008	63,008		440,100,000	
合 計			3,603,169,000	615,106,000	560,483,008	1,175,589,008	735,426,000	440,163,008	440,163,008	63,008		440,100,000	

繰越明許費繰越計算書の報告(令和6年度飯塚市一般会計)

令和6年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	穂波庁舎改修事業	728,318,000	403,487,700			403,487,000	700	
		旧潤野小学校解体事業	117,547,000	117,546,600			102,246,000	15,300,600	
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付事業	824,616,000	60,696,810		60,696,810			
6 農林水産業費	1 農業費	農業施設防災減災事業	81,248,000	78,148,200		78,148,200			
8 土木費	2 道路橋りょう費	大城川橋補修事業	39,301,000	39,301,000		14,300,000	10,500,000	14,501,000	
	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業	29,000,000	28,146,000		14,073,000	12,600,000	1,473,000	
	5 下水道費	徳前南排水ポンプ場新設事業	234,000,000	203,000,000			203,000,000		
		中地区排水路改良事業	151,200,000	103,200,000			103,200,000		
9 消防費	1 消防費	飯塚方面隊第1分団消防自動車購入事業	26,489,000	25,059,000			22,600,000	2,459,000	
10 教育費	2 小学校費	棕本小学校トイレ改修事業	56,400,000	56,400,000		9,265,000	47,000,000	135,000	
	5 社会教育費	コミュニティセンター改修事業	1,383,016,000	1,228,808,000			751,000,000	291,100,000	
13 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業施設災害復旧事業	40,000,000	11,424,300		11,054,403	300,000	69,897	
		農地災害復旧事業	17,000,000	3,668,500		3,118,225	400,000	150,275	
合計			3,728,135,000	2,358,886,110		190,655,638	1,150,600,000	796,833,000	220,797,472

繰越明許費繰越計算書の報告(令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武井政一

令和6年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 小型自動車競走事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 競走費	3 管理費	競走会事務所改修事業	32,500,000	32,500,000					32,500,000
合 計			32,500,000	32,500,000					32,500,000

繰越明許費繰越計算書の報告(令和6年度飯塚市工業用地造成事業特別会計)

令和6年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 工業用地造成事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
工業用 1 地造成 事業費	1 工業用地造成 事業費	飯塚あかね工業団地造成事業	55,356,000	55,356,000			30,300,000		25,056,000
合 計			55,356,000	55,356,000			30,300,000		25,056,000

令和6年度飯塚市水道事業会計の予算繰越

令和6年度飯塚市水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越額を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1	資本的支出										
	1 改良事業費	各所諸施設改良工事	8,213,000	5,277,800	2,935,000	0	0	2,935,000	200	0	電動弁の納期が遅延しているため
	3 浄配水施設整備事業費	津原導水管布設替工事	363,096,000	74,836,300	284,029,000	0	28,574,000	255,455,000	4,230,700	0	不断水材料の納期が遅延しているため
合計			371,309,000	80,114,100	286,964,000	0	28,574,000	258,390,000	4,230,900	0	

令和6年度飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越

令和6年度飯塚市工業用水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武井政一

令和6年度飯塚市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	国庫補助金	その他				
1	資本的支出	2 浄配水施設整備事業費	津原導水管更新事業負担金	90,774,000	18,709,075	71,008,000	0	0	71,008,000	1,056,925	0	飯塚市水道事業会計に対する負担金であり、年度内に事業が完了しなかったため
合計			90,774,000	18,709,075	71,008,000	0	0	71,008,000	1,056,925	0		

令和6年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越

令和6年度飯塚市下水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越額を 要するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	目尾鯉田汚水幹線管渠布設工事	216,200,000	100,754,500	89,099,000	41,900,000	36,632,000	10,567,000	26,346,500	0	追加工事の施工に不測の日数を要したため
		柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事	76,610,000	0	76,610,000	36,500,000	30,850,000	9,260,000	0	0	国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったため
合計			292,810,000	100,754,500	165,709,000	78,400,000	67,482,000	19,827,000	26,346,500	0	

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度児童虐待に関する状況の報告

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)第28条の規定に基づき、令和6年度における児童虐待に関する状況を別紙のとおり報告する。

令和7年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一